

# 施設基準で掲示を指定されている手術件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術)

対象期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日

区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	3
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	5
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種腎移植術等	0

区分4に分類される手術（胸腔鏡・腹腔鏡手術等）		手術件数
		164

その他の区分に分類される手術		手術件数
5	人工関節置換術	0
6	乳児外科施設基準対象手術	0
7	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(電池交換を含む)	32
8	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないもの含む)及び体外循環を要する手術	0
9	経皮的冠動脈形成術 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	20 3 0 17
10	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
11	経皮的冠動脈ステント留置術 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの	61 3 20 38